

令和4年第2回土別市議会定例会会議録（第2号）

令和4年9月13日（火曜日）

午前10時00分開議

午後 2時40分散会

本日の会議事件

開議宣告

諸般の報告

日程第 1 一般質問

散会宣告

出席議員（15名）

副議長	1番	村上 緑一 君	2番	石川 陽介 君
	3番	湊 祐介 君	4番	中山 義隆 君
	5番	加納 由美子 君	6番	奥山 かおり 君
	7番	西川 剛 君	8番	佐藤 正 君
	9番	真保 誠 君	10番	喜多 武彦 君
	11番	谷 守 君	12番	大西 陽 君
	13番	十河 剛志 君	14番	山居 忠彰 君
議長	15番	井上 久嗣 君		

出席説明員

市長	渡辺 英次 君	副市長	法邑 和浩 君
総務部長	大橋 雅民 君	市民自治部長	藪 中 晃 宏 君
健康福祉部長	東川 晃 宏 君	経済部長	鴻野 弘志 君
建設水道部長	千葉 靖紀 君		

教育委員会 教育委員長	中峰 寿彰 君	教育委員会 生涯学習部長	三上 正洋 君
----------------	---------	-----------------	---------

病院 副院長 事業 業者	三好 信之 君	経営管理部長	中舘 佳嗣 君
-----------------------	---------	--------	---------

監査委員 浅利知充君

監査委員
局長

四ツ辻 秀和君

事務局出席者

議会事務局長 穴田 義文君

議会事務局長
議総務課

岡崎 忠幸君

議会事務局長
議総務課主任 中井 聖子君

議総務課主任
議総務課主任

駒井 靖亮君

(午前10時00分開議)

○議長（井上久嗣君） ただいまの出席議員は全員であります。

これより本日の会議を開きます。

○議長（井上久嗣君） ここで事務局長から諸般の報告をいたします。

○議会事務局長（穴田義文君） 御報告申し上げます。

本日の議事日程及び諸報告については配信のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

以上で報告を終わります。

(朗読を経ないが掲載する)

1. 本会議に出席する説明員を次のとおり追加する。

自治環境課副長 伊 藤 勉

以上報告する

令和4年9月13日

士別市議会議長 井 上 久 嗣

○議長（井上久嗣君） それでは、これより議事に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

議長の手元まで一般質問通告書を提出された方は10名であります。あらかじめ決定しております順序に従い、順次質問を許します。

10番 喜多武彦議員。

○10番（喜多武彦君）（登壇） 令和4年第3回定例会に当たりまして、通告に従い一般質問をさせていただきます。

私、本日質問の内容につきましては、士別市職員の訪問業務中における受傷事件についてを取り上げさせていただきます。

8月に市職員が訪問して、相談に応じていた際に、相談者から包丁で切りつけられ負傷するといった事件が発生したと報じられました。これまでに発生したことのない業務中の事件であり、幸いにしてけがは軽傷であったようではありますが、一つ間違えば重大な結果を招きかねないものであります。同時に、市民への心の負担も大なるものではないかと察するところです。

私は、職員の職務遂行に当たっては、何よりも職員の安全確保が最優先に行われた上で、業務に充てるべきものと考えており、今回の事件を通じて改めて職員の安全確保の重要性を点検する機会になると思います。

公務職場では、カスタマーハラスメントが多いと聞いております。カスタマーハラスメントとは、令和元年6月に労働施策総合推進法等が改正され、職場におけるパワーハラスメント防止のための雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となりました。この改正を踏ま

え、令和2年1月に事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して、雇用管理上講ずべき措置等についての指針、2年の厚生労働省の告示第5号が策定され、顧客等からの暴行、脅迫、ひどい暴言、不当な要求等の著しい迷惑行為、いわゆるカスハラに関して、事業主は相談に応じ、適切に対応するための体制の整備や被害者への配慮の取組を行うことが望ましい旨、また被害を防止するための取組を行うことが有効である旨が定められました。

厚生労働省ではあくまでも企業を対象としたカスハラ対策企業マニュアルを作成をいたしました。道内の法律事務所ではカスハラする人の心理と特徴、カスハラが増加する原因4個などネット上にアップされております。総じて、ストレス社会の背景がコロナ禍においても最も増えている要因と推察するところであります。またカスハラ対策・撃退方法11個などもアップされておりますので、ぜひ参考にされてはいかがでしょうか。

ストレス社会の中で誰もが被害をされる側であったり、する側の可能性を秘めていることを念頭に置いていかなければならないと思います。

今回の問題点に触れます。

訪問した自宅で事故は起きました。金曜日の20時頃と報道されています。なぜ時間外に、考えることは担当者が気になり、急遽訪問した。職場長には連絡をされてのことでしょうか、庁舎外で起きる事故は職員を、市民を守るすべはないのが現状ではないのでしょうか。事故が起きて以降、今まで何か対応がされているのか。万が一、今日にでも事故に巻き込まれる可能性もあるのではないのでしょうか。今回の件はヒヤリハットではなく、重大なインシデントであり、早急に対応すべき事案であると考えます。

窓口で市民に対応する職員、あるいは自宅訪問する職員を守る、ひいては市民を守る仕組みづくりが急務であるほか、困難対応事例は複数の窓口でも抱えているのではないのでしょうか。今回は事件となり、警察が出動する事案となりましたが、そうならない事案も考えられ、事案を共有する必要もあると考えます。今はその仕組みを早急に構築すべきです。共有されていないから重大なインシデントを引き起こす可能性があるのであれば、事前に共有すれば対応の際の参考となり、事件・事故を未然に防げる可能性が高くなります。

職員の安心・安全は市民の安心・安全につながると考えます。困難対応事例などの状況など把握している部署の職員も含めて、早急に対応マニュアルを作成していただくことを切に願い、この質問を終わります。（降壇）

○議長（井上久嗣君） 渡辺市長。

○市長（渡辺英次君）（登壇） 喜多議員の御質問にお答えします。

今回の受傷事件の対応については、8月5日の受傷事件発生後、私から全職員に対して8月10日に事件の概要と安全・安心な業務遂行に向けた対応策の検討を行うことについて説明をしたところです。本市では従前から暴行、威迫する言動、その他の不当な手段や違法または不当な行為の要求に対し、士別市不当要求行為等防止マニュアルに基づき対応をしております。

しかしながら、訪問時など現場での不測の事態における具体的な対応方法が含まれていないことから、士別市不当要求行為等の防止に関する要綱に基づき、9月9日に副市長を委員長とする、士別市不当要求行為等防止対策委員会を開催する中で、窓口や訪問業務などでの苦情対応、過剰な要求事例などの実態の把握とその対応策の検討を目的とする全職員へのアンケート調査について協議し、職員の安全・安心な業務遂行に向けて、マニュアルの見直しを確認したところです。

またマニュアルの改訂とともに、現場での実効性や有事での的確な情報伝達につながるよう、事例に基づく研修なども積極的に実施する必要があると考えています。さらに対応に当たった職員のメンタルケアなど、事後の対策も重要であり、その手法についても検討を進めていきます。

議員お話しのカスハラ対策企業マニュアルにおいても、長時間の拘束や同じ内容を繰り返すクレーム、暴言、暴行、傷害など、本市マニュアルの対応事例と共通する内容が細かく記載されており、マニュアルの改訂の参考としながらこの対策を検討します。

現代社会では、市民の困り事は複雑多岐にわたっています。児童虐待、高齢者虐待、DV、8050問題など窓口業務だけでは対応し切れない課題も数多くあります。1件の重大な事故の背景には軽微で済んでいる事故、そして事故寸前の異状も数多くあるのではと想像をしています。まずはこれまでの実体験をアンケート調査で把握しながら対策等を協議してまいりたいと考えています。

今後職員には住民ニーズの多様化からより高度な専門性と対応力などが要求されています。こうした状況を踏まえた実効性のあるマニュアルに向けて見直しを行うとともに、窓口や訪問先で対応する職員の安全性を最大限担保し、二度とこのような事件に巻き込まれないよう、安心して業務を遂行できる環境整備に努めてまいります。

以上申し上げ、答弁とします。（降壇）

○議長（井上久嗣君） 喜多議員。

○10番（喜多武彦君） 再質問、確認も含めてなんですけれども、職員が時間外に訪問したということは、これは本当に対応としては気になってというところで、急遽訪問したと聞いておりますから、満点ではないかなと、職員の行動としては満点ではないかなというのは私は評価をさせていただいております。

ただ、その後のいわゆる事件になったことを含めていくと、やはり庁舎内でのきちんとした報告・連絡・相談がどこまできちんとなっているかという、いわゆる報連相がどこまできちんとなっているかというのが今後の対応として必要になってくるのではないかなと。そういう意味では、副市長が中心となって9月5日からというところのお話しをいただいたところでありますけれども、もう一つ大切なのは、市民側から見ると、窓口に来たり、あるいは来ていただいたときには、市民はあくまでも1対1としてお話をしてくるわけです。ただ職員からすると、1対多勢で見ていると思うんです。そこに1対1の対応をするためにやはり窓口に来た際には

対応した本人だけでなく、その部署の中できちんとした共有することが大事でないか、そのためマニュアルづくりを急いでくださいというお話をさせていただきました。

前向きにという話があるんですけども、いつ、どうなるかという、本当に大変な時期なので、いつまでにできるのか、やるのかということを明確に示していただきたいと思って、その明確さを聞いた段階でこの質問を終わりたいと思いますので、最後よろしくをお願いします。

○議長（井上久嗣君） 大橋総務部長。

○総務部長（大橋雅民君） 再質問にお答えいたします。

訪問時におけるマニュアルの追加というか修正に向けて、今アンケート調査を実施しようと思っています。その部分については集約をなるべく早くする中で、10月末をめどに策定をしていきたいと思っています。ただ、マニュアル全体がちょっと古い感じのもので、今現代に合っているかという、そうではないという部分も見受けられますので、マニュアル全体の見直しについては少し時間が要するかもしれませんが、訪問時の部分のマニュアルについては先に、10月末をめどに進めていきたいと考えているところです。

以上です。

○議長（井上久嗣君） 喜多議員。

○10番（喜多武彦君） 10月末までということですけども、しつこいようですけども、もし万が一、今あったらどうするかということを含めたときに、その対応はどうするのかということも、もう一度聞かせていただいて最後にしたいと思います。

○議長（井上久嗣君） 渡辺市長。

○市長（渡辺英次君） 今回の事案はまれにあるものではないんですけども、今回いろいろ担当職員と聞き取った状況で、喜多議員から今お話しがあったとおり、6時ぐらいに電話があったということで、その利用者さんに関しては、これまでもいろいろそういう福祉のほうで関わってましたので、そのときの様子から、週末までしないですべて対応するべきだという判断の下の経過という経過がございます。そういう意味では、喜多議員から御指摘いただきましたように、職員としての業務としての対応としては正解であったんではあると思いますが、今回というと、保険をかけていなかったと言いますか、例えば、もちろん1人で行くことは当然駄目ですから、複数人ということで、うちの市の職員が2名、それからほっとから1人ということで3名体制で行っておりました。話していく中で、だんだん相手の方との感触のちょっとまずい方向に来ているということで、該当本人もいろいろ対応を考えていたんですが、その保険という部分で連絡手段、例えば、下に別の職員を配置して、何かあったときには救急でSOSを出せる体制であるとか、そういったことも必要だと思います。ですので、そういった部分でいうと、マニュアル作成以前に、もしかすると、またそのような想定される危険な場合があると思いますので、そういったときには今回の事例含めて、マニュアル策定前であっても、人員を配置したりとか、救急で対応できる体制づくりをもって対応していきたいとそうように考えています。

○議長（井上久嗣君） 4番 中山義隆議員。

○4番（中山義隆君）（登壇） 令和4年第3回定例会に当たり、通告に従い一般質問を行いたいと思います。

今回の議題としては、スクールゾーンの表示についてを議題といたします。

子供は地域の宝とも言われ、子供たちの話し声や笑い声、運動する姿は地域力の活性化につながり、高齢者にとっても生きるパワーの源となると聞いております。また本市は子育て支援施設があり、働きやすい環境でもあります。

そんな中、学校登下校は家族にとって一番気になる時間帯です。また本市は施設については道道沿いに学校施設があり、とても危険性が高い。そんな中、今年、朝日地区で下校時に事故に遭われた生徒がおります。まだ記憶に新しいことと思います。

今、運転者は運転に自信があると言っていますが、若い人より高齢者の人のほうが地域的に多いように思います。思考力や判断力がにぶる年齢になってきております。地域として、運転者にここは危険地帯であると知らせなければならないと思います。私たちも車で旅行や、またバイクツーリングなどでよく見かけることがあります。道南、道東、道北と学校周辺や子育て支援施設周辺には目につきやすい大きさで表示されているところがあります。また道路路面には色別表記がきちんとされているところがあります。そのように表示や表記がされていると運転者にとっても身が締まる思いをいたします。本市も車社会と高齢社会を考えると、地域を担う子供たちのためにも考えていかななくてはならないのではないのでしょうか。

そこで6点ほどお聞きしたいと思います。

まず1点目、士別市における小・中・高の徒歩及び自転車通学の人数についてをお聞きしたいと思います。

2点目、現在スクールゾーンの表記が行われている箇所の把握についてもお聞きしたいと思います。

3点目、地域要望として上げられている内容及び今までの対応についてお聞きしたいと思います。

4点目、一般的にスクールゾーンの区間の距離についてをお聞きしたいと思います。

5点目、スクールゾーンの学校周辺の横断歩道や手押し信号機の設置及び標示についてお聞きしたいと思います。

6点目、スクールゾーン区間の色別表記の設置及び明確な金額についてもお聞きして、質問といたしたいと思います。よろしく申し上げます。（降壇）

○議長（井上久嗣君） 中峰教育長。

○教育長（中峰寿彰君）（登壇） 中山議員の御質問にお答えいたします。

まず本市における小学生、中学生、高校生の徒歩及び自転車通学の人数についてです。

小学生では徒歩通学が497人で小学生全体の78.7%、自転車通学が8人で1.3%となっており、中学生では徒歩通学が16人で中学生全体の4.1%、自転車通学は348人で89.2%となっています。

翔雲高校と東高校の生徒では徒歩通学が27人で高校生全体の7.6%、自転車通学が213人で59.8%となっており、小・中・高全体では8割を超える児童・生徒が徒歩通学、または自転車通学となっています。

次にスクールゾーンの表示についてです。

スクールゾーンは学校を中心とした500メートル圏内の範囲とされており、交通量の多い道路では、道路交通法に基づき車両の通行禁止や制限速度などの規制がかけられているケースが多くあります。一方、通学路については、多くの児童・生徒が通学のために使用する道路であることを示すだけの場合が多い状況にあります。スクールゾーンや各種標識の設置には道路管理者と警察署が協議の上で設定することになり、さらに道路交通法に基づいて車両の通行禁止や制限速度などの規制を行う場合には公安委員会の許可が必要です。

本市においてスクールゾーンの表示がある場所のうち、電柱に標識が設置されているのは士別南小学校、多寄小学校の2校で、路面標示されているのは、士別南小学校、士別南中学校の2校となっています。一方で、通学路を示す標識は小・中学校全10校中7校で設置されているところです。

このような中で、昨年度の地域要望として、上士別地区自治会連絡協議会から、上士別小学校、中学校前の道道上士別ビバカルウシ線において、大型車をはじめとする車両の交通量が多いことから、交通安全の強化を図るため、路面上での標示と学校名を含めた緊急避難場所の看板を設置することで注意喚起を促すとともに、災害時の対応の充実を図るべきとの要望がありました。

これを受けて、教育委員会学校教育課、自治環境課、都市整備課、上士別出張所の職員が上士別中央自治会の役員と現場において現地調査を行ったのち、士別警察署や道路管理者の旭川建設管理部士別出張所も加わった、士別市通学路安全対策会議で再度現場確認を行いました。

その結果、旭川建設管理部士別出張所によって、昨年度中に速度抑制看板の移設を実施していただいたところです。

スクールゾーン内の横断歩道や信号機を示す標識については、警察署がその管理を行っているところであり、教育委員会としては子供たちの安全・安心な通学路の確保のために、学校や地域住民からの要望等を踏まえて警察署等への要請を実施しています。

このような中で、信号機ありなどの予告標識はその種類によって警察署が対応する場合と道路管理者が行う場合など、その管理者が異なることから、それぞれに対して要請することが必要となります。

具体的にスクールゾーンの路面標示を施行する場合の費用は、スクールゾーンという文字を1色だけで標示した場合にはおおよそ20万円、さらにカラー塗装を加えてより目立つ形の標示とした場合にはおおよそ25万円を要するとされているところです。また、より効果的な安全対策を講じるためにスクールゾーンの路面標示と合わせて通学路であることを示す警戒標識や補助標識を設置する場合がありますが、この場合さらに費用が必要になります。実際に既に路面

標示がなされている南小学校と南中学校のスクールゾーンには、併せて通学路の警戒標識や補助標識が設置されているところです。

スクールゾーンの路面標示を施行してはとの中山議員からの御提言に関わっては、設置の可否について道路管理者や警察署の判断のほか、学校との協議も踏まえ、その必要性について、さらに総合的に判断してまいります。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

○議長（井上久嗣君） 中山議員。

○4番（中山義隆君） 要望的なことを最後に言わせていただいて終わりにしたいと思います。

また、やはり冒頭、最初に申し上げたとおり、子供はやはりこの地域にとって必要性が十分高いということで、やはり保護しなければならない、そういった大人の義務があると思いますので、今、教育長が言われた、表示・表記については早急に予算組みしながらやっていただきたいなと思ひまして、今回の質問を終わりたいと思います。

○議長（井上久嗣君） 2番 石川陽介議員。

○2番（石川陽介君）（登壇） 令和4年第3回定例会に当たり、通告に従いまして一般質問をいたします。

通告では3つの質問を用意いたしました。3項目の個人や家族経営等の事業者のコロナ陽性反応及び感染時の支援についてを取り下げいたします。

それでは、まず情報発信についてお伺いいたします。

我々市民は今や生活に密接しているスマートフォンのアプリ、SNSから情報収集する機会が増え、友人、知人の近況や身の回りに関する情報などにつきましても、SNSから情報を取得する機会が多くなってきているかと存じます。

現在、士別市では情報発信のツールとして広報紙をはじめとする紙媒体、ホームページ、SNSをお使いと存じます。その中でSNSの運用につきまして、2点質問いたします。

1点目が、生涯学習のまち士別として、独自のフェイスブックページを開設するのはいかがか。

2点目が、士別市として、もしくは各独立ページとしてもインスタグラムを併用するのはいかがか。

まず、1点目に生涯学習のまち士別として独自のフェイスブックページの開設につきましてお伺いいたします。

現在、士別市のフェイスブックページにて社会教育課をはじめ、公民館、博物館に関わる市民講座の募集や、事業の様子や実施報告など社会教育をはじめ、生涯学習に関わる投稿も行われているとお見受けいたします。士別市として、社会教育をはじめとする生涯学習をさらに推進していくためには、市としての事業のみならず、住民が主体として活動している団体やサークル活動の裾野を広げていく必要があるかと考えます。

現在紙媒体とウェブでサークルメイトを作成されているように、SNSでもサークル活動や

入会への動線を強める必要があると考えます。

そのためにもこれまで士別市のページで投稿していた社会教育事業や地域学校共同活動などの情報のほかにも、例えば、生涯学習のまち士別として、どのようなサークルがあるか、文字のみならず写真や動画なども載せ、どんな雰囲気のサークル、活動なのかを見てもらえたら問合せや見学、入会などが少しずつ増えていくことが考えられます。

これまでのサークルメイト同様、購買心理8段階という注目・興味・連想・欲望・比較のステップをサークルメイトのSNS版でお伝えするというイメージです。

ただ、これを士別市本体のフェイスブックページで行うと情報が雑多になってしまい、暮らしの安心・安全に直結するような、伝えなければならない情報が埋もれてしまったり、逆に既にある様々な情報により、サークルやほかにも伝えるべき生涯学習、社会教育の細かな情報が伝わらなかったりと、士別市のページのフォロワーにも見づらいページになってしまうおそれがあります。そのため、これまで同様、市の本ページとして発信したい内容については独自のページからシェアをかければ必要な情報をお伝えできますので、本ページからもこれまで同様に発信してきた生涯学習、社会教育にかかる情報もお伝えすることができます。

以上の理由から生涯学習、社会教育に係る独自のページを開設するのはいかがでしょうか。お考えをお聞かせください。

そして、2点目に士別市として、もしくは各独立ページとしてのインスタグラムの併用につきましてお伺いたします。

これまでも士別市や独自のページのフェイスブックにて情報発信が強められてきていると存じますし、個人的にも頻度高く拝見しております。ただ、インスタグラムと連動し、情報発信を行っていないことが非常にもったいないと感じております。

ここで、フェイスブックとインスタグラムの利用率を比較したいと存じます。

総務省令和3年度情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査内、令和3年度主なソーシャルメディア系サービスアプリ等の利用率より、10代フェイスブック13.5%、インスタグラム72.3%。20代フェイスブック35.3%、インスタグラム78.6%。30代フェイスブック45.7%、インスタグラム57.1%。40代フェイスブック41.4%、インスタグラム50.3%。50代フェイスブック31.0%、インスタグラム38.7%。60代フェイスブック19.9%、インスタグラム13.4%。この調査が全て士別の現状に合っているかといえば全てとは言えません。しかし少なくともこの数字に近い状況になっているか、この一、二年でなってくるかと考えます。

この調査の前の年度までは40代以降はフェイスブックの利用率がインスタグラムよりも高いと言われてきておりましたが、この資料を見たところ、フェイスブックの利用率がインスタグラムより高くなるのは60代以降からで、50代まではインスタグラムの利用率が高くなっております。また、10代、20代ではインスタグラムの利用率が非常に高くなっております。

そんな中、市内各世代へ効果的に情報を届けるまちの動きや市政に興味を持っていただくためには、やはりインスタグラムの利用は必須かと存じます。インスタグラムのアカウントをつ

くることも、その後の利用も基本的には無料ですし、投稿の作業としても、フェイスブックで投稿する内容を同時にインスタグラムにもボタン一つで投稿できますので、作業としてのコストもほぼありません。同時投稿すべき内容は精査する必要があるかと思いますが、情報をより多くの世代に伝えるためにも、土別市本ページと独自ページのインスタグラムの併用はいかがでしょうか。お考えをお聞かせください。

以上です。（降壇）

○議長（井上久嗣君） 渡辺市長。

○市長（渡辺英次君）（登壇） 石川議員の御質問にお答えします。

本市では、まちづくり総合計画において、生涯学習のまちを未来型農業実践のまち、サフォークランド土別、合宿の里、自動車等試験研究のまち、水とみどりの里と同様にまちの個性として位置づけています。

また本市では生涯学習を総合行政として捉え、市長を本部長とする推進本部を設置し、全庁横断的な連携教育の下に施策を進めることを基本に、平成30年度から令和7年度までの8年間を期間とする、第2期土別市人づくり・まちづくり推進計画に基づき、各種事業等に取り組んでいます。

こうした中で石川議員から生涯学習に関わるフェイスブックページの開設について御提言がありました。

現在、市の公式フェイスブックの学習情報の発信については市及び市教育委員会、あるいはこれらが構成団体となっている実行委員会等が主催・参画する事業に関わって、参加者の募集をはじめ、事業の告知、実施結果の報告などを行っています。

このような形で生涯学習活動に興味・関心があまり高くない市民に対しても、各種の行事や活躍が身近なものとして伝わるよう、写真を多用するなどの工夫の下に配信をしているところです。

御提言いただいた専用ページでの情報発信については、興味・関心が高い方に対しては、きめ細かに情報が伝わりやすい一方、興味・関心があまり高くない方には情報が伝わる機会自体の減少とも考えられることから、当面は現状どおり市の公式フェイスブックページで発信をしていく考えです。あわせて、市民の生涯学習活動を推進するため、文化団体等が博物館や生涯学習情報センターで実施をする展示活動等については、市のツールを活用した効果的な情報発信を検討してまいります。

次にターゲットに合わせたSNSの活用についての御質問にお答えします。

本市ではSNSを利用した情報発信の手段として、ただいま申し上げたとおり、フェイスブックを活用しており、平成24年10月から土別市の公式ページを開設し運用をしています。市政情報の発信ツールの一つとして、土別市が関わるイベントの告知や観光情報、まちの話題などを市内外へ発信し、地域の振興発展につながるよう務めてまいりました。

昨年には、各部署や私らが担当課を介さずに直接投稿できる仕組みなどをつくり、よりタ

イムリーに本市の情報を発信できるよう運用をしてきたところです。

また市の公式フェイスブックのページのほかに、合宿の里士別のページがありますが、利用者目線における利便性にまだ課題があると考えているところです。

このたび議員から新たな情報発信ツールとしてインスタグラムの導入の御提言をいただきました。議員お話しのとおり、令和3年度の総務省の調査では10代の若年層はもとより、50代までの5つの世代でインスタグラムがフェイスブックより高い利用率であったなど、近年はフェイスブックの利用率は一定程度である中、インスタグラムの利用率はほぼ全世代で増加している傾向にあります。

このようなことから、各世代へ効果的に情報をお届けし、より多くの方に本市の魅力を発信できるよう、現在のフェイスブックの取扱いや、ただいま御提言いただきましたインスタグラムの導入を含め、効果的な情報発信の手法を検討してまいります。

以上申し上げ、答弁とします。 (降壇)

○議長(井上久嗣君) 石川議員。

○2番(石川陽介君) 確認という格好になるかと思いますが、社会教育や生涯学習をさらに推進していくために、今回でいうとSNSを、使い方を検討してはどうかという旨でお話、今回提言をさせていただきました。

そんな中で当面は市のページで情報発信を継続するというお話でしたが、実際に普及を、社会教育の裾野を広げていくためにといったところかというと、どのようなお考えかというところ、もう一度すみませんが、お尋ねしてもよろしいでしょうか。

○議長(井上久嗣君) 三上生涯学習部長。

○生涯学習部長(三上正洋君) ただいまの質問にお答えいたします。

社会教育の裾野を広げるといった中でのSNSの活用ということでの御提言、今後どのような展開がというところの御質問だと思っております。

先ほど、SNSの利用の中でフェイスブックの利用率、インスタグラムの利用率等々、各年代ごとに利用率のお話がありました。その中でも、まずSNSを使っていない年代というものも存在しているということも事実でございます。

そんな中で先ほど議員お話にもありましたとおり、本市におきましてはサークルメイト、これは以前から2年スパンで発行させていただいておりますが、そのサークルメイトにつきましても近年ウェブ版もということで、展開をしているところですが、実際に冊子、ペーパーの部分でのサークルメイトの活用というのもまだまだ有効に使っていかねばならないと考えておりますので、そういった社会教育、様々な年代、様々なメディアの情報収集の仕方等を含めて、裾野の広げ方については、その時世に合った研究をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長(井上久嗣君) 中峰教育長。

○教育長(中峰寿彰君) 石川議員の再質問、今部長からお答えした部分に若干の補足をさせてい

ただきたいと思います。

部長から答弁申し上げたとおり、SNS、いわゆるインターネット環境を利用した配信での情報収集というのが進んでいますけれども、多様性を増しているということで、その多様性に対応していくのも一つだと思っていますけれども、その中で、やはり今のサークルメイトもそうですし、それ以外に今、新聞等で細かく伝えていただいています。私どももできるだけ幅広くお伝えいただくという意味で報道各種協力いただいて、案内もそうですし、事後的な内容、そしてそれぞれ参加者の感想も含めてという場面も多くありますので、一つには、そういう部分も対応していくこと。一方でやはり口コミというものが非常に大事だと思っています。ですから、そういう形で広げていくときに、例えば、その方が具体的にこういうふうにやってもいいよという話をされるときに、例えば、お話しのようにホームページの中で、フェイスブックの中で等々含めて、こういう活動がなされているというのを少し俯瞰的に入れていくことで、より伝わりやすくなるのかなと思っています。

基本的なところについては、先ほど市長が答弁させていただいたように、今、その専用で持つよりも、いろいろそういう現状の中で伝えていくことのほうがまずは大事かなと思っていますので、そのような形で務めていきたいと。

ですから、活動されている市民の皆さん方もより広く発信されるように、その意味では、私ども行政としても後押しをいかにできるかということは基本的に押さえながら対応していきたいと思います。

以上です。

○議長（井上久嗣君） 石川議員。

○2番（石川陽介君） サークルメイトのウェブ版、ペーパーと、あと新聞という格好で情報発信ですとか、そういった情報を伝えていくということでお聞きいたしました。

その中で、これは質問ではないのですが、サークルメイトのウェブを使っていくといった形であれば、グーグルアナリティクスのような分析をしつつ、実際どのような世代が見てとか使ってというところを分析していただきながら、そういったウェブ版で、ネット利用者においてはアプローチを強めていただければと思いました。

以上です。

○議長（井上久嗣君） 石川議員。

○2番（石川陽介君）（登壇） 次に、社会教育事業の状況につきましてお伺いいたします。

人口減少をはじめ、様々な問題や課題が乱立する中、住民も事業者も行政に頼るだけでなく、自ら課題解決や住民同士で力を合わせ、問題・課題解決をしていくために、市民自らが暮らしをつくり、楽しむこと、暮らしを守るために助け合う共助、そのためのつながりづくりをさらに充実していく必要があるかと考えます。そのためにも社会教育が非常に重要になると考えます。

このことから、社会教育事業の状況につきましてお尋ねいたします。

4月末に士別青年会議所が主催されたキッズチャレンジタウンという事業にお手伝いという形で参加いたしました。御存じの方も多いかと思いますが、市内の小学生が会場の士別市総合体育館に集まり、11個のブースに分かれ、ローテーションをしながら働かれていますの方々の下で職業体験を行うといった事業でした。人数は小学生が38名、体験ブース・ボランティアを合わせた運営スタッフが約40名、合わせておよそ80名が関わる事業となっております。小学生は初めて知る業種、初めて行う体験に触れることで目がきらきらしておりました。参加している子供たちと話をしていると、将来警察官になりたいな、でもお花屋さんもいいななど、市内で働かれていますの方々の職業、人柄に触れ、尺度は測れませんが、将来働くことが身近になっていることが伝わってきました。恐らく教えていた方々もどのようにしたら限られた時間の中で小学生が楽しみながらその職業に触れることができるかと、相当に頭を使い、工夫を凝らしたことかとお察しします。

社会教育士の資格を取得する際に、社会教育主事講習を受講いたしました。講義の中でもまずは企画側が楽しむこと、というお話がありました。まさに企画側が工夫を凝らし、楽しみ、参加していた小学生たちも楽しむことができたこの学び合いの機会是非常によい事業でした。

事業の締めには小学生に取ったアンケートでは、体験は楽しかったが100%で、士別にある仕事を知ったは86%でした。子供たちが地域の職業に触れること、地域の大人と顔を合わせること、子供同士で時間を共有すること、体験を担当した大人は子供のことを考え、主体的に体験をコーディネートしたこと、運営ボランティアを含め、大人同士でも時間を共有すること、ボランティアの方々も事業の一員になったとつながりを感じることなど、この学びあい事業によって様々なよい影響が生まれていたかと感じております。

少し具体的な話となりましたが、本市では生涯学習のまちとして、第2期士別市人づくり・まちづくり推進計画が策定されております。その中には人とまちが生き生きと輝き、健やかで心豊かに暮らすためにという生涯学習の理念が掲げられております。その生涯学習には、家庭教育、学校教育、社会教育とあります。家庭教育や学校教育も重要であることはさることながら、重ねてにはなりますが、今、社会教育が非常に重要になっているのではないかと私は感じております。そもそも社会教育は学校のように指導要領などが決められておらず、自分たちでつくる、自分たちで企画するような活動で、参加も不参加も自由な活動のことを指すと存じます。

この社会教育の目的としましては、大きく分けて人づくり、地域づくり、つながりづくりがございます。本市としても全国の市町村同様、つながりの希薄化や地域の担い手不足をはじめとし、市民自治にかかる共助が不足してくることなど、様々な課題が出てくることかと存じます。この様々な課題を解決していくためには、行政ももちろんのこと、市民自身が解決するための行動を起こさなければ解決されないと考えます。

これらのことから、市民自ら自分たちの暮らしをつくり、守っていける共助、市民自治を進めていくためにも、市民の主体性を高めていくためにも、社会教育に力を入れなければいけな

いと考えます。

前置きが長くなりましたが、コロナウイルス等感染症がなかなか収まらない中、くしくもこれまでたくさんの事業を中止・中断してきたことかと存じます。今年度におかれましては、青少年からシニア世代まで、または世代横断も含め、どのような社会教育のソフト事業を行って、どのような状況かお知らせください。また併せて、それらの事業の中で、市民が企画側に回るような主体的な活動をされている事例がありましたらお知らせください。

以上です。 (降壇)

○議長(井上久嗣君) 三上部長。

○生涯学習部長(三上正洋君) (登壇) ただいまの御質問にお答えいたします。

世代別の主な社会教育事業の実施状況について、最初に青少年を対象とした事業についてです。

土曜子ども文化村は小学4年生から6年生までの児童が文化体験のほか、職業体験、自然や歴史を学ぶ体験の機会を提供するため、年間18回開催しています。今年度はバルーンアート体験、新聞記者体験、川の生き物観察などを実施しており、8月末時点で計11回、延べ106人の参加がありました。それぞれ社会教育団体や企業などに対応いただき、新聞記者体験での写真撮影や建設業体験のかんながけなど、子供たちの興味・関心を高める特色のある内容が実施されています。今後は油絵体験や綿羊牧場の見学、雪と氷の実験などを予定しています。

チャレンジ寺子屋は小学3年生から6年生の児童を対象に、夏休みの3日間の日程で延べ69人が自主学習として宿題に取り組んだほか、交流の時間には社会福祉協議会の協力によるボッチャ体験や士別翔雲高校生が企画したゲームなども楽しんだところであり、冬休みにも実施する予定です。

また、中学生を対象としたオリンピック教室や小学3年生を対象に合宿入りしている実業団チームに指導していただく陸上教室など、スポーツ関係においても体験的な学びの機会を提供しています。

これらのほか、こども夢トークや子ども議会なども実施しているところであり、現在はコロナ禍であって中断している、みよし市派遣交流事業なども含め、今後も有意義な学習機会の提供に努めてまいります。

次に青年層を対象とした事業です。その一つにまちづくり塾があり、主に40歳以下の勤労青年等を対象としていますが、本年度は第7期として9月から塾生の募集を開始しました。今回から塾長を市長から教育長に変更し、実質半年であった学習期間を令和4年10月から5年9月の1年間でカリキュラムを組むこととしています。内容の主眼としては、地域を改めて知る、仲間づくりなどを通じて、自ら学び、考え、他者との協力の下に行動する人材の育成に努めてまいります。

次にシニア世代の学びについてです。つくも大学から形態を変更して実施している学び舎つくもでは、登録制による60歳以上の方がICT教室や北海道開拓の歴史、市内施設見学など、

生活に関わる身近な内容を中心に学習活動を展開しているところであり、8月末時点で延べ358人の方が参加しています。また本年度は合唱とスマホ事業の自主活動グループが結成され、仲間づくりにも広がり生まれています。

このほかにも全世帯、全年代を対象とした睡眠と健康をテーマにするなどの公民館講座や博物館による自然観察会なども開催しているところです。

今後においても生涯学習の理念の下、土別市教育大綱における社会教育の基本目標、市民が生きる喜びを実感できるような学びの機会を充実させるため、地域の資源でもある多様な人材の力も発揮いただきながら、より有意義な事業実施に努めてまいります。

また、先ほどSNSの部分で補足説明をさせていただきます。

先ほど、私のほうから、様々な裾野の広がりということで話をさせていただきました。サークルメイトの部分でいけば、サークルメイトを活用した様々な市民団体があって、その方々から意見やアンケート等をいただきながら、裾野の広がりを展開していきたいと思っております。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（井上久嗣君） 石川議員。

○2番（石川陽介君） 今、青少年から青年、そしてシニア世代というところで事業の事例をお聞かせいただきありがとうございます。

やはりどうしても社会教育事業の中では、学ぶというところが、もちろん、まず第一歩となっております。実践というところがなかなか、実践の事業というのが難しいのかなと個人的にも思いますが、こういった実践ができるような事業がこれから増えるのか、もしくは事業の中でそういった場面が出てくるようになっていくことを願って、私は今回の質問を終了いたします。

○議長（井上久嗣君） 12番 大西 陽議員。

○12番（大西 陽君）（登壇） それでは質問に入る前に少し話をさせていただきたいと思えます。

今年の8月1日に多寄をエリアとした季刊紙、いわゆる季節の季。緑の散歩道を発行している多寄町の中田實さんが代表の地域ネット緑の散歩道が中心となって、住民サロンの役割を担うために誰もが自由に行き交う鉄道駅をイメージしたプラットフォーム緑の散歩道を開設しております。当然、ここに駅長もおられます。開設以来、どれくらいたつんでしょうか、9月で1か月以上たつのですけれども、毎日10人程度の方が訪れているということでもあります。

私は素晴らしい取組だと思うその一つの特徴的な取組についてですけれども、ここに大型テレビを設置して、本年の3定から、今議会から、議会ごとに中継を視聴するというようにしております。初日の9月2日についてはお聞きしますと十五、六の方が集まってその中で神田壽昭元議長から議会の仕組み等のお話をいただきながら視聴されたということをお聞きしています。

それから呼びかけの文書ですけれども、これを後で御覧いただきたいんですが、そうだ、士

別市議会にいこうというタイトルです。中継ライブパブリックビューイングとして、ここに今日からの3日間のそれぞれの通告した議員と内容について示して、呼びかけております。

このことは思い起こせば、議会基本条例で活動の原則の一つとして、市民の傍聴に意欲を高める議会運営を行うとあります。まさに市民自ら実践をしていることに対しても、議会としても、私個人としても感謝をしなければなりません。

そこでですけれども、こういう活動をしておりますから、市長それから副市長、広い意味では社会教育の一環ですから教育長、さらに各部長はじめ職員の皆さんもぜひ時間をつくって一度訪れてみてはいかがでしょうか。

このことを申し上げて、本題に入ります。

それでは通告のとおりですけれども、一問一答方式で質問をいたします。

最初に、砂糖、いわゆるてん菜糖の消費減退を踏まえ、需要拡大に向けた取組についてであります。

砂糖は、国民の食生活や我が国の食文化にとってなくてはならない食品であります。その消費量は減少傾向にあります。一方では甘味の総需要量は微減傾向で推移していることから、日本人が食べる甘味の量は大きく減少しておらず、砂糖を食べる量だけが減少していることとなります。砂糖の消費減少の要因として考えられるのは、コロナ禍の影響も否定はできませんが、安価な加糖調整品や異性化糖、高甘味度人工甘味料の需要の増加と消費者の低甘味志向や糖質制限志向などの食生活の変化に合わせて砂糖は太る、あるいは糖尿病の原因となるといった誤ったイメージが重なったことにあるのではないのでしょうか。

砂糖は精製糖企業などとの確認事項で、消費の減少量に応じて、てん菜から製糖される白糖の数量が圧縮されることから、国などがてん菜向け交付金の上限となる産糖量枠を現在の64万トンから20%の引下げをすることを既に提示をしております。

てん菜は国産の砂糖原料の80%を占めており、本市においても輪作体系を維持する基幹的な作物として位置づけられており、生産抑制によって、生産の所得及び日本甜菜製糖株式会社土別製糖所の操業にも影響が生じ、結果、市内経済にダメージを受けることとなります。

これらの問題を受け、農林水産省は平成30年に砂糖の需要拡大を目的に、砂糖の正しい知識の普及の応援、高品質で競争力のある砂糖の安定的な供給の応援、食文化の普及・促進の応援、インバウンド向けの消費促進輸出拡大の応援を理念として、ありが糖運動を始めました。ありがとうのとうは砂糖の糖であります。さらに生産者団体として、JAグループ北海道でも令和元年6月から4年3月までの約3か年にわたって砂糖の消費拡大を目指すため、砂糖の年間消費量が190万トン割り込んでいることから、200万トンまで回復させることを目標に、砂糖に対する誤解の払拭や正しい知識などを随時発信していくために天下糖一プロジェクト、天下統一の統は砂糖の糖であります。立ち上げております。

そこで、さきに述べたように、受ける影響をできる限り払拭するために、市内各団体及び関係団体に協力をいただき、連携して本市独自で実効性のある効果的なてん菜糖の消費拡大運動

を市民の協力をいただいで行う必要があると考えます。

市長は現在、北海道てん菜振興自治体連絡協議会の会長の立場であり、砂糖の消費拡大に対して、加入自治体をはじめとして、全道的な機運をより高めるために、本市が呼びかけて取組を拡大すべきだと思いますが、このことに対して見解とさらに前向きな考え方を伺います。

(降壇)

○議長（井上久嗣君） 渡辺市長。

○市長（渡辺英次君）（登壇） 大西議員の御質問にお答えします。

初めに、砂糖消費拡大のために、市内の各団体及び関係機関との連携による実効性のある取組についてです。

てん菜などを原料とする国内産糖の消費量は、昨今の人口減少に加え、ライフスタイルや食生活の変化、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、大きく減少し、需要と供給のバランスが崩れ、余剰在庫状態を危惧するところです。

本市においてはこれまで国内最北の製糖所を有する砂糖のまち士別のPR、産業への理解や地域活性化を図ることを目的に、日甜士別製糖所のほか、市内の各関係機関の御協力をいただき、平成23年から隔年により、士別ビートまつりを開催してきたところです。

そのほか身近な取組として、昨年、本市職員向けに砂糖商品セット販売を企画し、砂糖消費拡大への取組と理解の浸透を図ったところです。また市民向けの砂糖製品の消費拡大運動については、製品を取り扱う事業所等の御協力や市民ニーズの把握が必要と考えられることから、どのような取組が可能なのか、事業所や関係機関と協議してまいりたいと考えています。

今後におきましても、砂糖の消費拡大や地域農業において、輪作体系の確立に欠くことはできない重要な寒冷地作物であることを再認識し、作付の維持継続につなげることを目的に、関係機関と連携した取組を進めていきたいと考えています。

次に消費拡大に対して、全道的な機運をより高めるために、本市の呼びかけによる取組の拡大についてです。

北海道てん菜振興自治体連絡協議会は現在道内88の自治体が加入をしているところです。主な活動内容は製糖所が所在する8自治体で構成する幹事会により活動内容の精査を行い、具体的な取組として、組織のさらなる拡大や北海道あるいは関係省庁など中央への要請活動等を行っています。本年度は7月13日に北海道農政部、道議会各会派へ、27日には農林水産副大臣、政務官、北海道選出与党国会議員へ、てん菜作付振興を総合的に推進するに当たり、5項目を特に重点項目として、経営所得安定対策、国内産糖の消費拡大について強く要請をしてきたところです。

このような中、砂糖の消費拡大に対する全道的な機運をより一層高めるための取組については、今年度から加入自治体の総意により農林水産省が提唱するお話にもありました、ありが糖運動に北海道てん菜振興自治体連絡協議会として参画をし、幹事自治体によるてん菜生育状況の産地リレーなど、SNSを中心とした情報発信を行っているところです。

今後におきましても、砂糖等に関する正しい理解の促進や消費拡大に資する取組として継続して情報発信に努めていきたいと考えており、北海道てん菜振興自治体連絡協議会として消費拡大に向けてどのような取組が可能なのか、あるいは有効であるのか、幹事自治体や関係機関と協議をしてみたいと思います。

このほか日本甜菜製糖株式会社との情報交換を進める中で、経営方針として、日甜グリーン戦略を策定した旨の情報提供がありました。内容としては、事業環境の変化をつかみ、時代の開拓者として、てん菜糖産業から持続可能なてん菜産業への飛躍を図るとされ、環境の配慮など複数の方針が立てられていますが、その中の項目の一つとして、てん菜を原料とした食品以外の新たな素材、用途開発などが方針として出されています。これらの取組については、てん菜作付における安定した生産体制の構築が期待されることから、今後も日甜士別製糖所をはじめ、各関係機関とともに情報共有を図り、てん菜作付の振興及び国内産糖の消費拡大に寄与する取組に努めてまいります。

以上申し上げ、答弁とします。 （降壇）

○議長（井上久嗣君） 大西議員。

○12番（大西 陽君） 再質問させていただきます。

先ほど、質問の中で特に求めているのは、消費拡大運動、具体的にどういうことで、どういう時期にやるんだということをお聞きしたつもりであります。これの今の時期を見ると、恐らく需要量が増えるのは年末にかけてということですから、早急にこの消費拡大運動に取り組みないのかという点をまず確認をしたいと思います。

それから、もう一点。これはどうしても国の交付金の在り方が問題になってきます。消費量が減って、生産抑制策を打ち出すと、これは限りなくこれからどんどん生産抑制策を打って、ビートの作付面積が減っていく状況であります。当然、国に対して強力にこのことを産地として、あるいは砂糖のまちとして、市長のほうから中央要請も含めて機会あるごとに訴えていきたい。

それで市長の考え方として、実はフェイスブック、5月に発信しています。この安い輸入と国産との差額を国産の製糖会社と農家に支給する仕組み、これはもう既に承知しておられるんだと思うんです。これに国費を追加して支給をして。この制度は維持できないことも理由として、これは報道されていますので、これに対する反論だと思えますけれども、国費を増やせば済むことだと市長は言い切っています。国費を増やさない理由が国にはお金がないということだろうが、それは間違った認識だとはっきりおっしゃっています。さらに食料安全保障の観点からもこのことにきっちり取り組むべきだということでもありますから、冒頭最初に言った、消費拡大の時期、具体的な方法、それから国に対する砂糖に対する市長の強い思いがあるんだと思いますから、改めてその決意をお聞きしたいと思います。

○議長（井上久嗣君） 渡辺市長。

○市長（渡辺英次君） ただいまの再質問に御答弁いたします。

まず消費拡大に向けた具体的な取組ということで、年末年始にかけてその消費量が増えるということで、それに合わせてという御提言だと思います。現段階で具体的なものというのは答弁としてございません。

しかしながら今回提言いただきましたので、まずは各取扱いをしている事業所を含めてPR活動を含めて、土別産糖という部分でやれることを模索していきながらやっていきたいと思えます。

それから国の制度についてですが、私のフェイスブックの御紹介をいただきました。これは当然ながら発信する以上は制度をしっかりと学んだ上での発信をしましたが、現段階では日本、いわゆる国内産糖を約4割ほどということで、あと6割が輸入ということになっております。しかしながら現在の制度上、輸入している部分と国産糖の差額分を生産者、あるいは製糖所のほうに分配するという方式を取っていますが、このシステムがある以上、輸入糖を下げるということは逆にデメリットになることも想定されます。

ですので、大西議員から今御質問の中で、62万トンのお話もありましたが、やはり制度として、これを見直して、やはり国費というのを充てると。なぜ国費を充てるんだということと言えますと、当然でありますけれども、今のウクライナ情勢の中で、例えば小麦にしても価格が高騰している。このままいくと日本は人口減少していますが、世界全体で見ますとまだ人口増えていますので、食料の取り合いになることが容易に想定できると思えます。そういった意味で国内農業者、一次産業、そういったものをしっかりと守る意味でもしっかりと守ってもらいたいと、それが日本の食につながる、食の安全につながると自負しておりますので、あらゆる部分で既に活動していますが、さらに強く要請を進めてまいりたいと考えています。

以上です。

○議長（井上久嗣君） 大西議員。

○12番（大西 陽君） 今思い起こせば、過去に記憶では砂糖の消費拡大運動、全市上げて取り組んだという経過があります。一定程度効果があった。問題は消費拡大運動というのは何のためかと、やはり市民の協力をいただいて、市民に危機的状況だということを認知してもらうということも一つの目的ですから、そういう意味では時期的に明確におっしゃいませんでしたけれども、ぜひ年末に向けて具体的な消費拡大運動、取り組んでいただきたい。

そして、ありが糖運動とか、天下糖プロジェクトについては、これは砂糖の正しい知識を訴えるという啓蒙ですから、この点については、恐らく市民はあまり認識はないんだと思えます。そういう意味では、これはこれとして重要なことですが、先ほど言ったようなことで、ぜひ取組を急いでいただきたい、このことについて、もう一回答弁いただきたい。

○議長（井上久嗣君） 渡辺市長。

○市長（渡辺英次君） ただいまの再々質問の答弁になりますが、先ほど関係団体等々という話しましたが、例えば土別市がリーダーシップになって全面的に出てやるのがいいのか、あるいは商工会議所等でそういう消費に関わる部分、商業の関係団体ありますので、早急に会議を進め

て年末に間に合うような取組を進めてまいりたいと考えています。

以上です。

○議長（井上久嗣君） 大西議員。

○12番（大西 陽君）（登壇） 次に、教職員住宅の現状と課題及び今後の在り方についてお尋ねいたします。

教職員住宅は携帯電話がなく、連絡手段が限られ、道路網の整備状況や自家用車の保有も少なく、通勤圏が限られていた時代に、転任が比較的多い教職員に対し福利厚生の一環として安定的かつ良好な居住環境を整えることを目的に整備が進められてきました。特にこの中で管理者住宅は緊急時の迅速な対応や地域との連携を密にするなど、良好な学校運営の観点から学校敷地内に建設をして、基本的には学校長、教頭が居住するとしています。

従来から教職員住宅は円滑な人事配置を行う上でも効果的に機能してまいりましたが、近年は道路網の整備が進み、豪雪地帯においても主要道路の除雪が充実をしていることにより、交通アクセスが大きく改善され、通勤圏が拡大しているとともに、教職員個々の生活スタイルや価値観の多様化及び社会経済情勢の変化と機械警備等の導入や携帯電話の飛躍的な普及によって、緊急時の連絡が容易になったことで住宅そのものに対する意識やニーズが変化しており、教職員を取り巻く住宅事情は大きく変貌を遂げております。

これらの要因により教職員住宅は需要の低下が進み、その結果、空き住宅が増加の傾向にあるのではないのでしょうか。本市においても学校教職員住宅条例及び施行規則に基づき、市立小・中学校に勤務する教職員及び事務職員、市立東高等学校に勤務する教職員を対象に教職員住宅を設置しております。

現在は少子化や小・中学校の統廃合によって、教職員が減少している状況にありますが、本年4月1日現在の学校別あるいは地域別の住宅戸数と入居率及び現状での課題とその対応についての考え方をまずお伺いいたします。

次に空き住宅の管理に当たって、住宅周辺の景観に配慮した対応や住宅内部の湿気を防ぐための定期的な換気など、現状の管理状況を伺います。

最後に、教職員住宅の今後の在り方について基本的な考え方をお聞かせください。（降壇）

○議長（井上久嗣君） 三上部長。

○生涯学習部長（三上正洋君）（登壇） ただいまの御質問にお答えします。

初めに、本年4月1日現在の教職員住宅の管理戸数と入居率についてのお尋ねがありました。本市教育委員会が管理している教職員住宅は49戸であり、このうち31戸については入居していますが、残り18戸は空き住宅となっているところであり、教職員住宅の入居率はおよそ63%です。

次に地域別の管理戸数と入居状況については、中央地区では10棟19戸のうち、13戸を利用しており、中士別地区では3棟4戸のうち2戸に入居、上士別地区では5棟6戸のうち全てに入居しており、多寄地区では4棟6戸のうち3戸を利用しています。また温根別地区においては

3棟6戸のうち2戸を利用しており、朝日地区では5棟8戸のうち5戸に入居しています。

教職員住宅を管理する上での課題の一つには、施設の老朽化等も相まって、入居希望者が減少している状況が挙げられます。本市の教職員住宅において最も新しいものは、平成10年に建築したものであり、築後24年経過している中で、全体としては40年以上経過している住宅も存在しているところです。

一方で多くの民間賃貸住宅が整備されてきた中、より快適で充実した住環境を求めてこれらの民間住宅への入居を希望する傾向が強くなっています。

このような中で仮に現在の教職員住宅を大規模改修することによって一定程度空き住宅の解消も見込めるところではありますが、相当な費用が必要となることから、現実的な選択ではないものと判断しています。

お話しのように、合併によって新士別市となった平成17年度には小・中学校と東高校を合わせて18校あり、教職員住宅も140戸保有していました。その後、児童・生徒数の減少見込みなども踏まえ、平成23年に策定した小中学校適正配置計画に基づく統廃合などから、現在は11校となり、教職員数も当時の4分の3ほどに減少しています。さらに道路状況等の改善の中で、上川教育局の基本的な考えとして、約1時間以内は通勤圏とされていることも相まって、旭川市やその近郊の自宅から通勤する教職員も増えています。

こうした傾向は他市町村でも同様であり、上川中央地区では校長、教頭などの管理職であっても勤務先から離れた自宅からの通勤を認めている自治体もあります。

本市においても民間賃貸住宅の有無など地域によって状況の違いはあるものの、全般的に教職員住宅の需要は大きく減少しているものと認識しており、入居の見込みがない住宅については、用途廃止の上、普通財産として管理していますが、築後の年数が相当経過している住宅が多く、現実的には他の活用は困難となっています。

次に空き住宅の管理について御質問がありました。

全体としての教職員住宅の入居希望は減少傾向にあるものの、中には低廉な家賃で入居できる教職員住宅を希望する転入者などいることから、一定数の空き住宅を確保しているところであり、敷地内の草刈りや屋根の雪下ろしなど適宜実施しています。

しかしながらお話にあった住宅内の換気などについては実施していない状況でありますので、そのような対応を含め、引き続き可能な限り状況把握と適切な管理に努めてまいります。

最後に教職員住宅の今後の在り方についてです。

先ほども申し上げたとおり、教職員の住居環境に対するニーズの多様化が進み、通勤圏の考え方も変わってきた中で、できるだけ勤務校の最寄りの場所で生活をしてもらいたいという地域としての希望は有しながらも、それぞれの生活の充実も大切なことと考えています。

このような中で新たに教職員住宅を建設するという事は困難と考えており、本市の現状の財政や将来的見通しに立っても、現在の住宅を適宜営繕・補修するなどの対応とともに、民間の賃貸住宅の活用も含め、教職員の居住環境の向上に努めてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（井上久嗣君） 大西議員。

○12番（大西 陽君） ただいま答弁があったように、空き住宅は今後、今の環境を見ると増加する傾向が続くのではないかと思います。それでまだ十分に使えるということになれば、あるいは用途変更、普通財産に移管するという方法もあるんでしょうけれども、かなり年数が経過している住宅については、今後どうするのか、解体をするのか、どうするのか。あるいは市民対象に売却していくのか含めて、今後の考え方をもう少し具体的に。

○議長（井上久嗣君） 三上部長。

○生涯学習部長（三上正洋君） ただいまの再質問にお答えいたします。

答弁の中でも現在の住宅を適宜営繕・補修という形でお話しはさせていただきました。さらに踏み込んでという御質問ということで、当然議員お話のとおり、本当に古くて活用のできないという部分については、それぞれの状況を本当に判断しながら本当に修繕をしていくのか、維持していくのか、先ほども相対的な部分の中で今後教員がどのような形で転入してきて廉価、安い賃貸を求めるところのニーズも含めながらというところは、相対的な部分というところは変わっていないところであります。

ただ実際にそういった部分を我々もさらに室内の現状もさることながら、屋外の状況も含めて、当然周りには一般住宅等もあるということからいけば、環境整備も必要な部分となってくることもありますので、そういったところも含めた中で総体的に解体していくのか、また先ほど申し上げた普通財産のほうに移管していくのかという形も検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（井上久嗣君） 大西議員。

○12番（大西 陽君） この住宅については、本市の公共施設マネジメント計画には計画として具体的に載せていないようです。具体的な考え方についてさらに機会があれば、またお伺いしていきたい。

それからもう一つなんですけれども、管理状況です。管理状況についてですけれども、私の住まいの近くにも教職員住宅があります。そして私の自治会は7月の中旬に地域内の環境整備ということで、住民の方が出て環境整備するんですけれども、当然、教職員住宅近くにありますから、目に見ると、建物より草が極端に言えば高くなっている。8月に入って刈ったようなんですけれども。これは、ずさんな管理だと皆さんおっしゃっています。

それからもう一つは、過去に用途変更して、普通財産に移管をして、地元の農業研修生、あるいは協力隊の方が入居するようにお願いをして、そうしたんですが、中に入ってみると、カビがすごい。私も長く生きていますけれども、家の中のあんなひどいカビは見たことない。

そういう意味では、職員の皆さんが清掃して大変な思いを目の当たりにしています。先ほど部長が換気等についてはなかなかできないと、今後可能な限りと言いますけれども、建物ですから、全て手分けをして、換気をする。これは家主として当然の義務でないでしょうか。この

辺を確認させていただきたい。

○議長（井上久嗣君） 三上部長。

○生涯学習部長（三上正洋君） 再々質問にお答えいたします。

まず1点目、多寄地区における教職員住宅の件でございます。

今お話ありましたとおり、自治会のほうで7月の段階で環境整備をされているとお聞きしております。私たちが教職員住宅の部分については、学校業務技師が本当に時間がとれる夏休み時期という形で環境整備をしているところから、自治会のほうが早めに周りの草刈り等環境整備を行っているという事実もつかんでおります。

ただ、先ほど申し上げましたとおり、周りだけがきれいになって教職員住宅がというところは、やはりそこは私どもも思うところがございます。これについてはそういった時期も、地域のほうと環境整備の時期も御相談させていただきながら、対応していくということも考えていきたいと思っております。

また建物内の換気についてであります。当然、私たち家主という形で責任ある立場ということとは重々承知しています。できる限り換気はしていくつもりですが、また入居する前に、そこは美装を入れてでもきれいにするということも含めて対応を考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（井上久嗣君） まだ大西議員の一般質問が続いておりますが、ここで昼食を含め、午後1時30分まで休憩いたします。

(午前11時41分休憩)

(午後 1時30分再開)

○議長（井上久嗣君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

12番 大西 陽議員。

○12番（大西 陽君）（登壇） それでは、午前中に続きまして質問を続けさせていただきます。

敬老の日、いわゆる敬老会に対する、本市の基本的な考え方について伺います。

2002年までは毎年9月15日を敬老の日として長い年月にわたって社会に貢献してきた高齢者に敬意を示し、長寿をお祝いする目的で1964年に定められました。1966年には国民の祝日に関する法律の改正により、この日を国民の祝日としていましたが、連休を増やすという趣旨のハッピーマンデー制度が始まったことから敬老の日にも適用されて、2003年以降は従来の9月15日から9月の第3月曜日に変更となっております。

また2001年に老人福祉法が根拠法となって、国民が老人福祉への理解や関心を高めることと社会を生きる人々が協力して助け合い、老人自らが生活の向上を努めることを目的に毎年9月

15日を老人の日と定めて、9月15日から9月21日までを老人週間としております。敬老の日がお祝いであるのに対して、老人の日は啓発を呼びかけることを目的としており、制定の根拠となる法律や目的が違いますが、高齢化社会が進む時代においては、どちらも大切な日と言えます。

本市の敬老会は主に自治会が主体となって、多年にわたり地域社会の進展に尽くしていただいたことへの感謝と合わせて長寿をお祝いすることを目的に長年開催されており、コロナ禍の中にあっても、それぞれ工夫しながら実施されているようであります。

私自身も自分の住む地域の敬老会に今まで自治会の役員や議員の立場で出席をさせていただいていますが、いつも思うことは出席率が高く、和やかに会が進行し、終了後には出席された方々が来年も元気で出席しましょうとお互いに声をかけあっている姿を見て、改めて敬老会を開催する意義は極めて大きいといつも感じております。

そこで、これらのことを踏まえ、敬老会に対する本市の基本的な思いをまずお伺いいたします。

次に本市の開催助成として、各自治会の区域に住民登録をされている75歳以上の方を対象として、対象人数に補助基準単価を乗じた額を補助金として交付をしております。令和3年度の補助基準単価は1名2,000円でありましたが、本年度は1,800円、5年度は1,600円、6年度は1,500円と段階的な削減案を既に示されております。敬老会の開催目的に照らして、既に示しておられる次年度以降の補助基準単価を再考すべきだと思いますので、これに至った経緯と合わせて考え方を改めてお伺いいたします。（降壇）

○議長（井上久嗣君） 法邑副市長。

○副市長（法邑和浩君）（登壇） ただいまの御質問にお答えいたします。

初めに、敬老会の基本的な思いについてです。

敬老事業は今日の社会の隆盛が先駆者である高齢者の辛苦と努力の結晶であることをたたえ、その労をねぎらうとともに、長寿を祝福し、敬老思想の普及と高齢者福祉の向上に寄与することを目的として、実施主体である自治会等の御協力により開催しております。

この事業はこれまで長年にわたり開拓の礎を築いてこられた高齢者の方々に感謝の意を表す大切な事業であり、敬老会を通じて地域の交流が深められていることは市としても大きな財産であり、今後も事業を継続して実施する考えです。

次に敬老事業の見直しに至った経過と考え方についてです。

財政健全化の取組においては、全ての事務事業や補助金について、歳出抑制を図ることとして、いわゆる聖域を設けずに見直しを行ってきました。高齢者福祉施策においても様々な事業等で見直しが行われる中で、敬老バスや除雪サービスなどについては市民負担を伴う見直しも行ってきたところです。敬老事業については今日の発展の礎を築かれた方々に感謝を表す事業ではありますが、これとて例外ではなく、他の事業と同様に見直しを行ったところです。

令和元年5月からの協議に際しては、自治会連合会の三役会議を中心とし、会議での意見に

に基づき、各自治会へのアンケートを行う中で、敬老事業の実施状況の把握や記念品の取扱い、対象経費の明確化などを案としてまとめました。この見直し案を基に、2年7月以降、各地区連等で説明を行い、いただいた意見としては、事業を市に戻したいといった、事業そのものへの反対意見や、反対ではないが賛成もできない、財政状況を勘案するとやむを得ない、減少するのならその分知恵を出し補う必要があり、高齢者への感謝を示す事業なので継続したいといったものなど様々ありました。

最終的な方向性として、自治連三役会議において説明会で寄せられた意見を確認いただき、課題として、今後の人口動態などで事業継続ができない場合も想定されることから、実施状況の把握や自治会への説明が必要である。自治会役員や行政も人が変わるため、しっかりと引継ぎを行うことや、事業実施のための情報提供が必要であるとの御意見をいただいた上で、見直し案は了承され、決定した内容を敬老事業ガイドラインとしてまとめ、2年12月3日付で各自治会に周知してきたものです。

このような協議経過から敬老事業については6年度まではガイドラインに沿って事業を進める考えであります。自治会に行ったアンケートでは参加者の減少や担い手不足、役員の負担増といった課題もありますので、引き続き自治連や自治会の皆様と協議を行い、よりよい事業の在り方について検討を進めてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（井上久嗣君） 大西議員。

○12番（大西 陽君） それでは再質問をさせていただきます。

今、副市長の答弁で財政健全化実行計画も含めての答弁でございました。この実行計画を策定する間、いろんな議会でも議論がありました。私の受け止め方は最終的に市民サービスを継続するんだという前提でこの実行計画やむなしという感じがありました。これは敬老の会の助成についても、これはサービスの削減になるんじゃないかというのが1点です。

それから自治会のアンケートなりで自治会に承認をいただいたということですが、私がいかな自治会長さんに聞くと、私の感覚で申し上げますと、後ろ向き賛成、やむを得ないと、これは補助金を交付する市が財政事情を勘案して、どうしても削減しなきゃならないと言われてるんでやむなしと、さっき答弁にありましたけれども、やむなしという声が大方であります。

もう一点言いますと、もう既に敬老会が実施された自治会がございます。当然市長も御案内をいただいて出席をして、長年にわたってこの地域を築いてくれたことの感謝と合わせて元気で長寿であることに対するお祝いを申し上げているのが一般的だと思いますが、その後、実は補助金を削減するという話になるのでしょうか。私が訴えたいのは、この辺を再考していただきたい。もう一度、具体的に答弁を求めます。

○議長（井上久嗣君） 法邑副市長。

○副市長（法邑和浩君） お答えします。

今回の敬老事業の見直しについては、議員がおっしゃいますように、財政健全化実行計画に当たって、職員の人件費削減までしなければならないといったような状況の中で、あらゆる事業についての見直しが必要であるという部分の中で、この敬老事業についても例外ではないということで判断し、取り組んできたものであります。

市民サービスの後退になるのではないかとという部分でありますけれども、確かに金額だけを見ますと、年々段階的に減っていくという状況を考えれば、そういった見方もできるかもしれませんが、ひいては財政の健全化、安定的な財政運営がなければこれは市民サービスそのものが維持できないということになりますので、そういった部分で我々としましては、自治連を通しまして、協議を何回もさせていただいて、その中で後ろ向きの方やむを得ないという捉えだということではありますけれども、自治連、自治会としまして、やむなしということでは了承を得たと考えております。

感謝を伝えるという本来の労をねぎらったり、先駆者に感謝をしたりといったような目的についてはおっしゃるとおりでありまして、これは市長が出向いて、その気持ちをお伝えするというのでやっておりますけれども、その上で削減がどうなんだということではありますけれども、開催経費はそういうことで削減をさせていただく予定をしていますけれども、感謝の気持ちについては一切変わらないわけでありまして、むしろ自治会の御意見でいただいているような、担い手がないだとか、今後例えば、今の役員世代はそういったことでやっていけるけれども、この後の世代につなげていくことが大切なんだといったようなお話も聞いておりますので、そうした実施に当たっての課題をどう見つけてやっていくのかといったようなことが、より重要になるのではないかと考えております。

ですから、情報をここの自治会ではこういうやり方をしていますだとか、こんな方法があるみたいですよと、そういった情報を提供する中で、各自治会においては、今後も継続してやっていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（井上久嗣君） 大西議員。

○12番（大西 陽君） 先ほども申し上げましたけれども、財政健全化実行計画については市民の生活に直結するものはこの計画の中に織り込まないという認識があります。そういう意味では、これが直結するかどうかというのは意見の分かれるところですが、サービスの低下は明らかです。そういう意味では各自治会のいろんな進め方、開催の仕方あると思うんですが、これをもう少し細かく分析して、より効率のいい補助金の出し方、実数によって出すとかいろんな考えがあると思うんです。ですから、1人当たりの単価を単純に減らすのではなくて、もう少し工夫すべきだと。

そして、今年はまだ既に予算、議会を通っていますから、今年は1,800円です。恐らく八十数万円ですよ、減額額。令和3年度、4年度と。これをどうして、これくらいの、これくらいのと言ったらお金ですからあまり言えませんけれども、これ程度の予算をなぜ削減しなきゃな

らないのかというのは不明です。

そういう意味では、ぜひまだ時間ありますから、来年に向けて再検討をしていただきたい。どうしてもこれでいくんだということであれば、その削減額を高齢者福祉に全額回すんだと、そんな気持ちを持たないと、なかなか、これは納得を得られないと思いますから、この点も含めて検討していただきたいと、これは市長の決意を求めたいと思います。

○議長（井上久嗣君） 渡辺市長。

○市長（渡辺英次君） 大西議員からの再々質問に答弁申し上げます。

答弁内容につきましては先ほど申し上げたとおりであります。大西議員から今御提言をいただきまして、令和6年度までの間にまだ検討する余地はあるのではないのかという御提言がありました。

私が考えているのは、まず第一点に、大西議員からもこれまで御提言強くいただきましたが、公平性という観点で言いますと、もちろん、これは感謝の意を表す事業でありますから、本来であれば同規模で継続であれば一番いいのかもしれませんが、これまでの、私も当時議員でしたが、協議過程を見る限り、やはり聖域なきという意味でやってきたという部分。それから自治会の代表であります自治会役員の皆様、自治連役員の皆様、それから市民の代表である議員の皆様、それぞれが当時この案について了承したと、そういった認識も持っております。

そういった意味からも先ほど申し上げたとおり、基本的には6年度まで、額でいうと確かに小さいと思います。しかし公平性という観点から言いますと、これを例えば認めたときに、ほかの補助団体も含めて、ではうちはどうなんだと、そういったことにもなりかねないと思いませんし、検討は進めていきますが、現段階では6年度までこの方針で進めて、その後、開催方法も含めて、補助金の在り方も含めて、再検討をしたいとそのように考えております。

以上です。

○議長（井上久嗣君） 渡辺市長。

○市長（渡辺英次君） 答弁漏れがございました。

福祉政策に充てるという部分は、今の段階で、例えば単純に80万円を、では何かに充てますとはならないかと思いますが、当然ながら、その歳出の削減したものは、何らかの福祉政策の財源に充たっていると思いますので、その辺は分かりやすくお示ししたいと思うことが1点。それから大西議員の今御提言にありました歳出の削減は市民サービスの削減じゃないかというお話がありました。それは私も全くもって同じ考えでございます。これは議員のときから申し上げておりました。

ただ、現段階では財政健全化実行計画がしっかりと計画期間内に定めた目標に対して成果を出せるように取り組むのが、まず我々理事者の一番の責務だと思っておりますので、その辺りも御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（井上久嗣君） 6番 奥山かおり議員。

○6番（奥山かおり君）（登壇） 令和4年第3回定例会に当たり、通告に従い一般質問をいたします。

まず初めに、介護従事者不足と指定管理施設の現状についてお伺いをいたします。

少子高齢化や人口減少は士別市にとって課題の一つであります。また労働力人口の減少は介護業界に限ったことではありませんが、あらゆる分野において人手不足が懸念されているところでもあります。2025年問題といわれるような団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となり、超高齢化社会になること、また2040年問題といわれるような第2次ベビーブームに生まれた団塊ジュニア世代が65歳から70歳を迎え、2025年よりもさらに高齢化が進むことで起こる問題、2040年には高齢者1人を1.5人の現役世代が支えなければならないと指摘されているほか、介護業界ではより多くの高齢者を受け入れるための環境整備が課題になっております。

厚生労働省の試算によりますと、2040年に必要な介護人材は280万人、現状の職員数よりも約69万人増やす必要があると指摘をされているところです。これからおよそ20年間は後期高齢者の介護ですとか、医療の需要が増大すると容易に予測できます。そして今、介護サービスを利用してない私たちもサービスを必要とする日が来るかもしれません。

私自身も介護の現場で実際働いてきましたので、今回は介護の分野をテーマに質問をさせていただきたいと思います。

介護従事者不足の課題は直近の子ども議会でも取り上げられていましたし、これまでも議会の中で取り上げられてきたテーマであります。また1月に開催されました、市民との意見交換会の中でも、施設があっても働いてくれる人がいなければサービスを受給できなくなると心配されている御発言がございました。

介護の仕事は肉体的にも精神的にも大変なことはたくさんありましたが、やりがいのある仕事です。またありがたいと感謝される仕事でもあります。市内には介護老人保健施設、グループホームなど、様々な施設が増えました。そして行政としても様々な介護サービスの提供を拡充してきたところであります。

まず初めに、士別市が行っております介護従事者対策について、独自対策であります、介護従事者新規就労定着支援事業、新規介護従事者就労支援事業などこれらの実績についてお知らせください。あわせて、事業所との意見交換、アンケート調査、不足実態調査の結果、どうなっているかについてお知らせください。

また8月19日、渡辺市長のフェイスブックのほうに全国的な介護士不足は大きな課題ということで、様々な理由があると思いますが、一番の大きな要因は賃金だと思っておりますと、フェイスブックのほうにも投稿がありました。介護従事者、子ども議会のときの答弁にもあったんですけども、月額で6万円ぐらい、ほかの産業に比べてお給料が安いというか、低く、割に合わないから働き続けることが難しかったり、もちろん重労働であるということもございまして、様々な理由があるかとは思いますが、

そして、国の制度が変わるまでももちろん時間を要しますし、今働いてくださっている方々も

いつまで体が続くか分からないといった切実な声も聞かれます。市独自で介護従事者に対して賃金を上乘せするというお考えがあるのでしょうか。

次に関連して、士別市の指定管理施設であります養護老人ホーム桜丘荘、特別養護老人ホームコスモス苑について伺います。

両施設は、平成26年4月に指定管理者制度導入となり、民間活力を生かしながら運営しております。指定管理者制度導入に当たっては議会や委員会の中で議論がされていきました。今回の質問をするに当たり、過去の議事録を読み直しましたが、現場で起きていたことと乖離していると感じる点も多々ございました。当時の会議録には極めて重要な福祉施設であり、本来であれば市が継続して運営するのが望ましい施設でありますと記載されておりました。

また指定管理者制度の導入に当たっては、より質の高い公共サービスの提供、経費、コストの削減及び安定した運営の継続を確実に実現していただきたい、また様々な市民要求に十分対応するため、利用者や家族の意見を聞く機会を設け、それらの意見を施設運営に反映させ、施設利用者や家族の安心と信頼が実現するよう取り組むこと、さらに高齢化が進む本市にあって一層の向上を目指して責任を果たされるよう、強く求める発言がございました。

桜丘荘、桜丘荘デイサービス、コスモス苑、それぞれの現状、とりわけ職員体制についてお知らせください。（降壇）

○議長（井上久嗣君） 渡辺市長。

○市長（渡辺英次君）（登壇） 奥山議員の御質問にお答えいたします。

初めに、介護従事者不足への取組内容と実績についてです。

まず、介護従事者新規就労支援事業については、平成28年度から令和3年度まで、実務者研修55人、初任者研修9人の受講者に対して、総額654万7,000円を貸付けし、そのうち48人が既に介護福祉士の資格を取得済みで、4人の方は継続して取得に向けた学習を続けていると伺っています。

この事業は3年間の市内介護事業所への就労により、貸付金の償還が免除されるもので、これまでに償還を免除された方が41人、償還免除額が445万1,000円で資格取得時の経済的負担軽減と離職防止など、介護従事者の定着に一定の効果があったものと考えています。他の事業として、平成30年度から令和3年度まで、介護従事者研修費補助事業9件、介護実習生等受入支援事業2件、新規介護従事者就労支援補助金の交付を2件実施しています。介護ロボット導入支援事業はこれまでに導入実績はないものの、今年度から見守り機器導入に伴う通信環境整備事業や、ICT導入事業を補助対象に加え、制度の拡充を行ったところです。

また、高校生介護職場体験事業では、若い世代が介護業界に興味を持てるよう、市内の高校と介護事業所に協力いただき、28年度から3年度まで延べ63人の生徒が介護職場を体験しており、こうした事業などを通じて、少しずつではありますが、介護従事者不足に対する効果も現れてくるものと考えています。

従事者不足対策は介護事業所との連携が不可欠なため、事業所との意見交換会を年2回実施

し、これまでに補助事業の内容や、外国人人材の受入れ、他市町村の対策など、広範にわたる御意見をいただいているところです。

事業者へのアンケート調査では、求人状況や不足している職種、外国人人材の受入れ予定、今後の補助事業活用の見通しなどをお聞きし、その実態把握に努めています。昨年度のアンケートでは、約60%の事業所で職員が不足していると回答があり、全体の不足数は41人で、その80%以上が介護職員となっており、雇用形態別では正規職員19人、非正規職員22人が不足の結果となっています。

また私のフェイスブックに投稿した介護人材不足の記事に対し、市独自で介護従事者上乗せ賃金を支給する考えについては、介護従事者の月額賃金が全産業平均を下回っている状況であり、現在国においても処遇改善加算などを措置するなど、介護に携わる方々の賃金引上げに取り組んでいるところです。

介護保険制度は高齢者福祉の根幹をなすものであり、介護に従事する方の賃金については、公定価格という制度の性質や社会全体の課題であるということから、市独自で上乗せすべきものではなく、介護報酬などで適正に評価されるべきものと考えています。そのためにも他の自治体などと連携して、しっかりとした制度として運用できる体制を構築するため、国に対してさらに強く要請を行ってまいります。

次に土別桜丘荘などの職員体制についてです。

それぞれの施設について4年度当初予定人員と9月1日現在との差で申し上げますと、桜丘荘当初予定人員、施設長1人、看護職3人、支援員12人、その他職種11人に対し、9月1日現在、看護職1人不足。桜丘デイサービスセンター当初予定、相談員1人、介護職5人に対し、9月1日現在、介護職1人不足。コスモス苑当初予定、施設長1人、副施設長1人、看護職6人、介護職35人、介護助手3人、その他職種20人に対し、9月1日現在、看護職2人、介護職4人、その他職種1人が不足となっています。なおコスモス苑では7月上旬から介護職として外国人人材が3人就労しています。

看護職や介護職は指定管理者の法人で求人をしてはいますが、応募はなく、実際の人員配置に差のある状況が続いていることから、求人の継続に加えて、多方面への声かけを行うなど、充足に向けた取組を引き続き行っていくと伺っています。

指定管理施設については指定管理者の企業努力や法人内の人事異動などの工夫により、必要な介護サービスを維持しているところであり、より質の高い介護を提供するため、毎年入所者やその家族に対して、利用者満足度調査を実施し、介護職員の対応や食事内容などへの御意見をいただく中で改善を図っているところです。

介護従事者不足は少子高齢化が進む中、全国的にも喫緊の課題であると認識をしており、国でも様々な施策が検討されていますが、特に本市のような地方都市においては、即効性のある人材確保にはつながっていない状況です。今後も市長会や期成会、近隣自治体などとともに、介護職員の処遇改善などに対する国の要望に合わせて意見交換会などでの状況把握や先進事例

の調査により、効果的な介護人材確保策となるよう検証を重ねながらその対策を進めてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（井上久嗣君） 奥山議員。

○6番（奥山かおり君） もちろん、私も逆に現場で働いていたからこそというか、一筋縄ではないというか、継続的に賃金のほうを上乗せしていただいただけでは解決もしないですし、職場の中とか、そして士別の特養と養護老人ホームとの建物のつくりですとか、もちろん入園者の方もほかとイコールにはならないことがたくさんありますので、できるだけ前向きにお支えいただけたらと思います。

今後新たに、この後予算編成とかもあるかと思うんですけども、介護従事者の今行っている事業のほかにも新規で何かお考えとかがあれば、御答弁をいただきたいと思うんですけども、何か考えられていること、今現段階でございますでしょうか。

○議長（井上久嗣君） 東川健康福祉部長。

○健康福祉部長（東川晃宏君） 奥山議員の再質問にお答えいたします。

これまで介護従事者の確保策様々取ってきましたけれども、市内の各事業所に十分満足いただけるような確保数には至っていないと考えています。現在のこういった取組はやりつつも、これまで指摘なかったようなこと、例えば実際には資格はお持ちだけれども、一旦わけあって職を離れているような方に、再度介護職に働いていただくための、例えば何というんですか、復職に当たっての研修的なものですか、これまで介護業界に携わったことがないという方がいきなり何も分からず業界に飛び込むのは大変だということであれば、オリエンテーションを少し深めたような介護業務につく当たってのそういった研修を今後考えていきたいなと思っております。今のところ、私どもであらかじめ検討していた部分ではそういったところだと考えています。

以上です。

○議長（井上久嗣君） 奥山議員。

○6番（奥山かおり君）（登壇） 次の質問に移ります。

地方公務員の定年引上げについてでございます。

法改正に伴いまして、年金支給開始年齢が65歳となり、雇用と年金の接続からこれまでは再任用制度により定年退職後の職員はフルタイム、またはパートタイムで希望に応じて働くことができました。2023年度から2年に1歳ずつ段階的に60歳定年が61歳、62歳と引き上げられていきます。定年延長は労働条件の変更になりますし、公務員の任用形態が準拠する職場にとっても波及するという点からも質問のテーマといたしました。

地方公務員の定年引上げについて、3点について伺います。

まず定年引上げの概要について伺います。

次に、定年引上げにより想定される課題について、労働力の確保や優秀な人材の経験や技術

を生かせる一方で、職員の健康管理がさらに重要になることは容易に考えられますが、どのようにお考えなのか。

また、最後になりますが、定年が引き上げられることによって、新規採用職員への影響についてお伺いし、この質問を終えたいと思います。（降壇）

○議長（井上久嗣君） 法邑副市長。

○副市長（法邑和浩君）（登壇） ただいまの御質問にお答えします。

初めに、定年引上げの概要についてです。

地方公務員の定年は令和3年の地方公務員法改正により、国家公務員の定年を基準として段階的に65歳まで引き上げることとなり、各地方公共団体においては、関係条例を改正する必要があります。引上げの方法としては、5年度の退職者から適用させ、13年度まで2年ごとに1歳ずつ定年を段階的に引き上げ、現在の再任用制度は定年退職後から65歳までの暫定再任用制度として13年度まで継続し、定年引上げ完了後は廃止となります。管理職は制度の導入に当たって、組織の新陳代謝を計画的に促し、活力や公務能率を維持・増進するため、管理監督職務上限年齢制、いわゆる役職定年制が適用され、原則60歳に達した日の翌日から最初の4月1日までの期間に管理職以外の職に配置することとなり、給料は配置前の給料月額7割水準とするよう国から示されています。また管理職以外の60歳を超える職員の給与に関する措置については、当分の間、60歳に到達した日後における、最初の4月1日以降に適用される級号俸に応じた額の7割を給料月額とするよう国から示されています。

定年が引き上げられる一方で、60歳以降で定年前に自主退職した職員は、本人が希望する場合において、短時間勤務の職で再任用職員となることのできる定年前再任用短時間勤務制が新設されるなど、定年引上げに伴い、任用方法や給与など、制度が複雑化します。このため、職員が内容について十分理解した上で働き方を決定できるよう、59歳に達する年度に十分な情報を提供する中で、60歳以後の勤務について意思を確認することとされています。

次に、定年引上げにより想定される課題と新規職員採用への影響についてです。

引上げにより65歳までフルタイムで勤務することが原則となっていきますが、職員の心身の健康状態、働き方に関する意識、高齢期の生涯設計などはそれぞれの職員で異なり、多様な働き方のニーズを有するため、幅広い選択肢が与えられることとなります。このため60歳以降の定員数の把握が複雑化するとともに、段階的な定年引上げ期間中は2年ごとに定年退職者が発生しなくなることから、職員数の予測が難しくなることが想定されます。

このことを踏まえながら質の高い行政サービスを安定的・継続的に提供できるよう、複数年単位で平準化を図るなど、毎年採用予定の新規採用者数を柔軟に検討していく必要があると考えています。定年引上げが豊富な知見を有する職員を生かし、行政のさらなる改善や進化に寄与するものとなるよう、協議を進めてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（井上久嗣君） 奥山議員。

○6番（奥山かおり君）（登壇） 次の質問に移ります。

士別市職員採用試験についてお伺いをいたします。

令和4年8月26日付、士別市ホームページのほうにも記載がございましたが、令和4年度（令和5年度）採用予定の士別市職員採用試験の申込み状況について掲載がございました。一般事務職は2人程度の募集に対して、大卒が21人、短大卒が6人、高卒が1人、社会福祉士職が募集人数1人に対して申込みが1人、保育職につきましては募集人数2人程度に対してゼロということでございました。

地元には高校があっても士別市役所を選択肢とする生徒が少ない、また保育士はゼロ人となっている現状を見まして、若者が望む就職先として魅力を感じていただけないものなのか、働き方や価値観の変化など要因は様々あると思うのですが、これだけ情報化社会が進み、検索すれば初任給など容易に他の自治体、民間企業と比較できる状況にございます。財政健全化実行計画実行中、独自削減を行っております今、士別市役所においても様々理由はあるにせよ、中途退職される方が後を絶ちません。その後、年度末まで欠員不補充が続くという状況が続いております。

各自治体におきましても、先を見据えて職員採用方法の多様化が進んでおります。発想力と行動力が試されています。専門職や技術職は大都市でも採用困難となっている状況もあります。採用募集のプロモーションビデオを作製したり、総務課と労働組合が協力して説明会を行ったり、求人情報専門の検索エンジンでありますインディードへの掲載、また週30時間勤務している会計年度任用職員が5年勤めた後に受験資格を付与する、また社会人枠として年齢制限の上限を59歳まで引き上げるなど、様々な工夫をして人材確保を自治体側から取りにいくという、そんな姿勢が見受けられます。

士別市におけます周知方法についてと、申込み者数が達していない保育士など、追加募集の考えについて、この2点についてお伺いし、質問を終えたいと思います。（降壇）

○議長（井上久嗣君） 大橋部長。

○総務部長（大橋雅民君）（登壇） ただいまの御質問にお答えします。

初めに、職員採用試験の周知方法についてです。

令和5年度採用の職員採用試験につきましては、7月21日に募集を開始し、ホームページ、フェイスブック、アプリ、新聞広告による周知のほか、道内の大学・短大・専門学校・市内及び近隣の高校・社会福祉会等の関係機関に案内及び募集要項を送付しました。また元年度実施の採用試験からは全国的に広く認知され多くの就職希望者が登録している、インターネット求人情報サイトリクナビに募集ページを開設し、申込み手続の軽減を図るとともに、広く全国に職員募集情報を発信しています。これにより、申込み者の7割がリクナビを通じて申込みを行っており、受験者の確保に一定の成果が現れているものと考えています。

次に追加募集の考えについてです。

議員お話しのとおり、5年度採用の職員採用試験において、保育士職を2名程度募集したと

ころですが、応募がなく、社会福祉士職は1名の募集に対して応募は1名であり、専門職の確保は以前から難しい状況にあります。

そこで追加募集についてですが、現在進めている一般事務職及び社会福祉士職の試験結果や中途退職者の状況などを踏まえ、今後検討してまいります。

以上申し上げ、答弁とします。（降壇）

○議長（井上久嗣君） 奥山議員。

○6番（奥山かおり君） 再質問をいたします。

士別の中学生が高校へ進学するときに、名寄ですとか、旭川とか上川管内、地元じゃない高校に行く方もいらっしゃると思うんですけども、この周知している高校はどこまでの範囲なのかという点がお聞きしたいのと、周知する範囲を拡大今後していくお考えがあるのかという点、また保育士職場でいけば会計年度任用職員が働いておりますが、即戦力となるわけなんですけれども、そこから採用するというお考えとかがあるのか、お聞かせ願います。

○議長（井上久嗣君） 大橋部長。

○総務部長（大橋雅民君） 再質問にお答えいたします。

募集要項については例年市内在住の生徒が多く通学している士別翔雲高校、士別東高校に加えて、名寄高校に送付しているところです。過去には旭川市内の高校に通う生徒の受験もあったということから旭川市内の高校にも送付していたんですけども、現在は送っておらず、次回試験実施時には試験案内を旭川市内の高校にも送付して、その効果を見極めていきたいと思っています。

あと保育士職の関係です。会計年度任用職員を対象にしてはという御提言でありますけれども、現在は会計年度任用職員からの採用枠を考えてはいませんけれども、年齢条件等応募条件に合致した場合については受験することができますので、今後も引き続きこのような体制で進めていきたいと今は思っているところです。

以上です。

○議長（井上久嗣君） 奥山議員。

○6番（奥山かおり君）（登壇） 次の質問に移ります。

部活動の地域移行についてであります。

市民の方から子育て日本一を目指さなくなったのと、このような声が寄せられました。これまで士別市においてはこども・子育て応援室を設置し、市独自の子育て支援や児童・学生に関することについては教育委員会が行ってきていると承知をしておりますし、子供への投資、費用対効果は即効性のあるものばかりではなく、将来大人になってから出るものもあると考えております。

兵庫県明石市での取組が令和4年6月7日参議院内閣委員会で取り上げられているように、先進的な取組として、子供施策で人口増、経済好循環を生み出していると認識をしております。国や道の施策や支援だけでは解決しない、この地域における課題について、士別市と他の自治

体を比較しても人口規模、面積、地理的要因、様々違いはありますが、よい施策はお互い参考にしながらまちづくりを進めていけないものなのかと考えておりました。

この後、予算編成に当たって子供に対しての予算を減らさないでほしいという思いもありますので、次世代を担う子供たちへの支援、とりわけ部活動に関する質問を最後にしたいと思えます。

行政報告4ページの中に高校生の活躍の記載がありました。学生たちの活躍はとてうれしく明るいニュースの一つであります。子供自身の素質や努力だけではなくて、保護者の理解や協力、教員や地域の大人たち、指導者がいかに関わるかによっても影響を大きく与えることになるのではないかと考えております。

士別で育ったからよかったと子供たちにとっても実感できることの一つに部活動への支援もあるのではないのでしょうか。

士別市児童・生徒大会参加交通費助成事業として、市内の小・中学生の文化、スポーツ活動を推進するため、士別市内を除く道内の各種大会等に出場する際、市が指定する業者の輸送車両を使用する場合に費用の一部を免除しておりますが、今回は人的支援という点で質問をしたいと思えます。

まず状況把握ということで、士別市の現状についてお伺いをいたします。

中学生の部活動への加入率、令和5年度からの移行に当たって想定される課題、スケジュールなどについてお伺いをいたします。

2点目といたしまして、士別市として今後の考え方についてお伺いをいたします。 (降壇)

○議長(井上久嗣君) 中峰教育長。

○教育長(中峰寿彰君) (登壇) ただいまの御質問にお答えいたします。

初めに、中学校における部活動加入率についてです。市内4校の生徒総数390人のうち、運動系・文化系を問わず、何らかの部活動に参加している生徒数は270人で、その加入率は約72%です。

次に、休日における部活動の地域移行についてです。

本年6月にはスポーツ庁によって設置された運動部活動の地域移行に関する検討会議から提言が取りまとめられ、同じく8月には文化庁が設置した、文化部活動の地域移行に関する検討会議から提言が示されました。それぞれ、令和5年度から7年度までの3年間を目途に、休日の部活動を段階的に地域に移行していくことが基本とされる中、本年度においては実態把握や関係者の意向調査のほか、教員の兼職兼務の許可や引率規定等の整備も進めることが予定されています。

本市においても教育委員会事務局内の関係各課連携の下に、検討協議を進めているところですが、運動部活動、文化部活動ともに多様な形態で実施されており、これらをどのような形で調整していくのが望ましいのかをはじめ、具体的な人・場所・費用などの対応、さらには学校教育としての位置づけなど、様々な課題が山積しています。

一方で、検討会議としての提言は示されたものの、それらを踏まえた具体的な制度設計や対応策、財源措置などについては国や道からの考えが示されていないことから、各自治体とも取組がなかなか進んでいない現状にあります。

このような状況にある中で、まずは各学校の部活動の実態を確認・把握するとともに、教職員等を対象としたアンケートを実施するなどの下、大まかな方向性を検討していく考えです。

その上でモデルケース的に運動部活動の一部種目をピックアップし、競技団体とともに地域移行に向けた検討を進めていきたいと考えています。

部活動改革は学校における働き方改革とも相まって、大きな方向転換の過渡期にあり、活動機会の保障に関わっては、例えば指導者に対する報酬や活動場所の選定など、これまでの仕組みになかった発想や新たな形での学校との関わりについても検討を進めなければなりません。子供たちが夢や目標を抱き、楽しさを感じながら、それぞれの思いを大切にしたいスポーツ活動や文化活動に打ち込むことができる環境を整備するため、学校や競技団体、スポーツ協会や文化団体などと十分協議を重ね、現在試行している拠点校方式や合同チーム形式、あるいはスポーツクラブなど様々な観点から今後の部活動の在り方を検討してまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（井上久嗣君） 奥山議員。

○6番（奥山かおり君） 再質問をさせていただきます。

私が知る限りでもウエイトリフティングですとか、スキーなどの競技において、市の職員が指導に関わって大きな成果を上げている部活動もあるかと思います。

今は土日という休日の設定が想定されているようですが、行く行くは平日の放課後と拡大していくことも予測されるかと思います。教職員の働き方改革だけではなくて、市の職員においても地域貢献という観点からも関わりがあらうかと思います。

国からは何かにつけて地域の実情に応じてという示され方はするんですけども、教育長の答弁にあったとおり、予算配分などが不明であったり、通知が来るのが年度末ぎりぎりであったり、職員の方も大変かとは思いますが、ぜひ子供たちにやはり夢を与えてあげたいなというのと、ずっと予算の話になると、お金がない、お金がないという言葉が返ってきてしまうと、この地域の明るい展望が持てない、ちょっと今回は部活動の話ではありましたが、私はこの地域に住み続けたいと思っておりますので、何らかの形で自分なりにいろんなことを頑張りたいなという思いも含めて、ちょっとお話をいたしたところです。

今後も引き続き教育委員会のみならずではありますが、一言コメントをいただけたらなと思います。

○議長（井上久嗣君） 中峰教育長。

○教育長（中峰寿彰君） 再質問にお答えいたします。

ただいま再質問として、競技の中でもウエイトリフティングやスキーなどについては市の職員の指導もあってというお話もありました。これ以外にも多くの種目、特にどうしても中学校

だと中体連という種目がクローズアップされがちですが、中体連に限らない競技や、あるいは文化系の活動も含めて目標を持って取り組んでいる生徒も多くいます。あるいは、中体連があってもそちらを選択せずに、クラブチーム形式で進めている日本全体として進めている形式の競技を選択している生徒もいます。これの指導については、お話しにあった市職員もいますけれども、それ以外に多くの市民の皆様方が関わりを持っていただいている、例えば休日に関して、これは一部の事例になりますけれども、野球なんかの試合についてはコロナ禍でなかなか当初予定している試合ですとか、練習試合、その他もろもろのものが無い中で、新たな枠組みでの試合形式、あるいは練習の機会を求めていくということが行われておまして、当然遠い距離、札幌ですとか、そういったところに出かけていくケースもあります。そういった場合には教員がそこに引率するのではなく、地域の方々、保護者の中での代表の方、そういった方も実は指導者として一部の場については登録もしていただかなければならないわけですが、本当に多くの方々の力もあって、中体連競技もそうですし、中体連以外の競技も多くの子供たちが活躍できています。

今後休日を中心とした部活動、お話があったように平日もということも考えられます。子供たちにとってはその時々、学校教育の一部であれば、先生方が日常の生活と連動して見ていくことも必要です。でも一方で、指導の一貫性ということになれば、やはり地域の中で指導体制がある程度統一的にできているということも大事ですから、それらをうまくリンクさせていくということが必要だと思っています。

そんな中で、今後も指導者の確保という意味では、やはり日中勤務されている方がなかなか指導できない、一方で、既に退職されている方で指導されている方がいらっしゃって、やはりその競技はかなり充実した練習ができていますので成績も上がるという状況も生まれています。

市職員に限らず、市民あるいは企業の皆さんの御理解も必要なんだと思いますけれども、土日等々もそうですし、例えば夕方の時間、可能であれば毎日というわけにいかないでしょうから、交代で部活動の時間に関わっていく、あるいは部活動そのものの練習時間も従前、今までのこの4時から時間帯ということではない時間帯の設定ということも場合によっては考える必要があると思います。ただ、もちろん生活リズムということがありますから、遅い時間までにはならないわけですが、先ほど申し上げましたように、運動系、それから文化系それぞれ形態違いますので、それぞれの状況に応じて、そして、そのときにはやはり多くの地域の皆さんの力添えが必要です。

文科省で示している部活動指導員の報酬を現状払えるほどの状況になかなかないのは、土別市だけではありません。どこも、なかなかそういう厳しい状況があって、その辺りについてはやはりいろんな形での理解・協力もいただかなければなりません。あるいは、保護者の負担をどうするのかということもありますので、できるだけ地域の中で先ほど申し上げたモデルケース的にまずやれるところからやりながらそこを参考に広げていくということが現実的なのかなと思っています。

加えて一つの競技に特化せずに、幅広い競技ですとか活動に触れられるということもできれば考えていきたいと思っています。文化系を含めてそのような形で様々な御協力いただいて、知恵をいただいて、子供たちの夢や希望やそういった目標、そして仲間づくりそういったものにいい影響を与えられる位置づけに引き続きしていきたいと思っていますので、ぜひ市民の皆様にも御理解・御協力いただきたいと思います。

以上です。

○議長（井上久嗣君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

なお、明日は午前10時から会議を開きますので、御参集願います。

本日は、これをもって散会いたします。

御苦勞さまでした。

（午後 2時40分散会）